

「はい、こちら企業の労働110番です」

電話の主は、ある建設ゼネコン会社のご担当者からでした。非常に慌てた声で「先日現場で墜落事故が発生

名北協会相談員日誌 ⑪

名北協会相談員日誌 ⑪

企業の労働110番です



(社)名北労働基準協会
事業活用コンシェルジュ 麦島与也

法人役員の業務災害

重症を負ったという事故でした。入院も半年近くに及び、最悪の場合下半身不随の障害が残ることも予想されるとのお話でした。

ご質問に対してまず確認させていたいたことは「この協力会社の社長さんは労災保険に特別加入されていますか」ということです。

「すぐに確認します」と電話をおかけたご担当者から、「特別加入に未加入であった」との連絡が入ったのは数時間後のことでした。

詳しく話を伺うと、被災したのは労働者5名を雇用する協力会社

の社長で、現場は2階建て店舗の新築工事現場。この会社は、鉄筋組立作業を担当していたが、2名で鋼材を運搬作業中に先を歩いていた社長が、工事工程で一時的に生じた開口部から誤つて足を踏み外し墜落、腰の骨を折る重症を負ったとい

*
被災者が労働者であれば、労災保険から治療費、休業補償、障害補償、遺族補償といった手厚い補償がなされますが、社長については労災保険の対象とはならず、被保険者が5名以上の場合は健健康

の安全対策がなされないまま、作業が進んでしまっていたことが原因と考えられ、被災された社長のご家族から「ゼネコン会社が行うべき工事現場の安全対策の基本的な事項ができておらず、これは人災だ」として損害賠償請求を考えているとの話を受けたとのことです。

お電話のあつた建設ゼネコン会社のご担当者には、今回の事故で社長が受けられる公的保障の内容と、たとえ協力会社の社長の事故であっても、工事現場の安全対策に落ち度があれば、民事上の損害賠償責任が生じることがあることをご説明し、誠意を持って対応されるようお話ししました。



このように、労災保険の補償対象は「労働者」であり、法人会社の代表

の補償対象は「労働者」の額は充分ではありません。今回の事故は、開口部

取締役等役員、個人会社の社長及び同居の親族、労働者を使用しない自営業者については労災保険の対象とはなりません。補償対象外の方々は「労働保険事務組合」に自社の労働保険の事務を委託し、事前に『労災保険に特別加入』をすることによってのみ、労災保険の対象となることができます。お電話をいただいた建設ゼネコン会社ではその後、全協力会社へ特別加入の有無の確認を行い、積極的に加入を推進されたとのことです。

当協会では12月1日から10日を「労災保険特別加入推進旬間」とし、活動の一環として11月28日、中日パレスにおいて「協力会社労働者・事業主等への業務災害賠償対策を考えるセミナー」を開催します。ぜひご参加ください。詳細につきましては、本誌同封の案内をご覧ください。